

令和6年度
京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金
(駐車場・農地等再工不導入促進事業)

Q & A 集

令和6年11月1日
(令和6年12月10日改定)

Ver. 2

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

目次

1 全般	1
2 応募申請時の提出書類	1
3 事業要件	2
4 補助対象設備・工事	3
5 その他	3

※「令和6年度京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金（駐車場・農地等再エネ導入促進事業）申請の手引き」に関して、よくある質問と回答をまとめたものとなります。
補助金の交付申請や実績報告等に関して、参考にご利用ください。

1 全般

Q 1 いつ以降に工事請負契約をしたものが対象となりますか。

A 1 原則、交付決定日以降に工事請負契約を締結したものが対象となります。ただし、交付申請から交付決定までの期間に補助対象設備の工事を開始したい場合には、交付申請時に事前着手届をご提出ください（事前着手届は、交付を保証するものではありません。）。

Q 2 2か年度事業として申請をすることは可能ですか。

A 2 単年度で事業完了する事業のみ申請可能です。

Q 3 他の補助金との併用は可能ですか。

A 3 原則、他の補助金を活用して実施する事業は補助対象外となります。ただし、市町村等がその一般財源により実施する補助事業など併用可能な場合がありますので、併用を検討されている場合は窓口までご相談ください。

2 応募申請時の提出書類

Q 1 事前申請であることを知りませんでした。

A 1 交付決定日以降に工事請負契約を締結したものが対象となりますので、工事請負契約の締結後の申請はできません。

Q 2 いつから補助対象設備の工事を開始できますか。

A 2 補助対象設備の工事は、交付申請書を提出し、交付決定を受けてから開始してください。交付申請から交付決定までの期間に補助対象設備の工事を開始したい場合には、交付申請時に事前着手届をご提出ください（事前着手届は、交付を保証するものではありません。）。

Q 3 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

A 3 申請窓口へ交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。ただし、「交付申請書の受理」には「提出書類の添付書類がすべて揃っている」ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うこととなります。

Q 4 建築確認申請は行わなければなりませんか。

A 4 ソーラーカーポートは建築物です。建築基準法第6条に則った、建築確認が必要となります（都市計画区域外を除く）。都市計画区域外においても建築基準法第15条に則り、建築工事届を行ってください。詳しくは、各土木事務所及び市町村の建築確認担当課までご確認ください。

なお、法令を遵守しない事業については、補助金の交付はできません。

3 事業要件

Q 1 太陽光発電設備及び蓄電池の要件はありますか。

A 1 太陽光発電設備、蓄電池それぞれに設備設置の要件、性能基準に関する要件等がありますので環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2をご確認ください。

Q 2 太陽光発電設備で発電した電力を、50%以上消費することができません。

A 2 駐車場等に導入する場合は、補助金対象設備で発電した電力を、50%以上自家消費できない場合には補助対象外となります。年間の想定発電量及び自家消費量については、専門業者に依頼するなどにより試算したうえで、事業計画書（要領別紙2）をご提出ください。

なお、農地又はため池に導入する場合は、自家消費率 50%以上の要件はありませんが、自家消費されないものについては、京都府内の公共施設、農林漁業関連施設で消費する必要があります。

Q 3 既存のカーポートに太陽光パネルを設置するのは、本事業の対象ですか。

A 3 対象ではありません。太陽光発電一体型カーポート又は太陽光発電搭載型カーポートを新たに設置する事業が補助対象事業となります。

Q 4 駐輪場へ設置するのは、本事業の対象ですか。

A 4 駐輪場への新規のカーポートの設置は、本補助事業の対象です。

Q 5 農地・ため池への太陽光発電設備の設置方法に制約はありますか。

A 5 【農地】農地に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を設置して、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備の発電設備を設置するものを主に想定しています。なお、ビニールハウスの上部等への太陽光パネルの設置については補助対象外とします。

【ため池】太陽光発電の設置はフロート型を主に想定しています。池底に基礎を設置する場合も補助対象にします。

Q 5 耕作放棄地（作付作物なし）を使用して補助事業を行うことは可能ですか。

A 5 農地の一時転用許可を取得しており、かつ、今後（補助事業実施後）耕作する（農業と発電を両方行う）場合は申請可能です。

Q 6 電力供給先の要件にある農林漁業関連施設とはどのようなものですか。

A 6 農林漁業関連施設とは次のとおりとします。

農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人及びこれらの者が地方公共団体と共同して設立した法人をいいます）が所有又は管理する施設をいいます。本事業において、農業者、林業者、漁業者とは、直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が、総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類「農業、林業」若しくは「漁業」に属する事業者をいいます。

Q 7 必要な許認可を受けることができなかった場合はどうなりますか。

A 7 必要な許認可を受けることができなかった場合は、交付決定の取消となります。

Q 8 車載型蓄電池や可搬式蓄電池は対象となりますか。

A 8 車載型蓄電池及び可搬式蓄電池は補助対象外です。定置用蓄電池のみ対象となります。

4 補助対象設備・工事

Q 1 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

A 1 実施設計・工事監理については補助対象となります。

Q 2 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

A 2 付帯設備の範囲、エネルギー起源 CO₂の排出削減に直接資する設備（補助対象経費）の適切な稼働に直接必要な設備であって、必要最小限度のものに限ります。

5 その他

Q 1 圧縮記帳は適用可能ですか。

A 1 固定資産の取得に本補助金を充てた場合に、法人税法第42条第1項に定める圧縮記帳の対象になるかどうかの判断については、管轄の税務署又は担当の税理士にご確認ください。

Q 2 どういった場合に変更承認申請が必要となりますか。

A 2 事業実施場所の変更や補助対象設備の大幅な変更、その他計画内容の大幅な変更がある場合には、変更承認申請が必要です。それ以外の変更は、実績報告書の「6 交付申請時から実績報告までの間に、変更申請の不要な範囲で申請内容を変更した場合は、その内容」記載欄に変更内容を記載してください。

変更承認申請が必要な 変更例	・ 太陽光発電設備の容量変更 ・ 導入製品の変更
変更承認申請が不要な 変更例	・ 実績報告書受付期間内の工事完了日の変更 ・ 申請者の法人代表者や所在地の変更

Q 3 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

A 3 実績報告書が期限内に提出できない場合、補助金をお支払いできません。やむを得ない事情による工事の遅れ等により実績報告期限内の事業完了が困難な場合は別途ご相談ください。

Q 4 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第7号様式）はいつ提出するものですか。

A 4 事業者ごとに事業年度が異なりますので、確定次第速やかに御提出ください。